

「保育短時間」認定について

～保育所等*の利用時間と延長保育利用料について～

※保育所等とは、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育施設のことをいいます。

保護者の月の就労時間が120時間未満である児童は、保育短時間認定となり、支給認定証の保育必要量区分の欄に、「保育短時間」と記載されます。

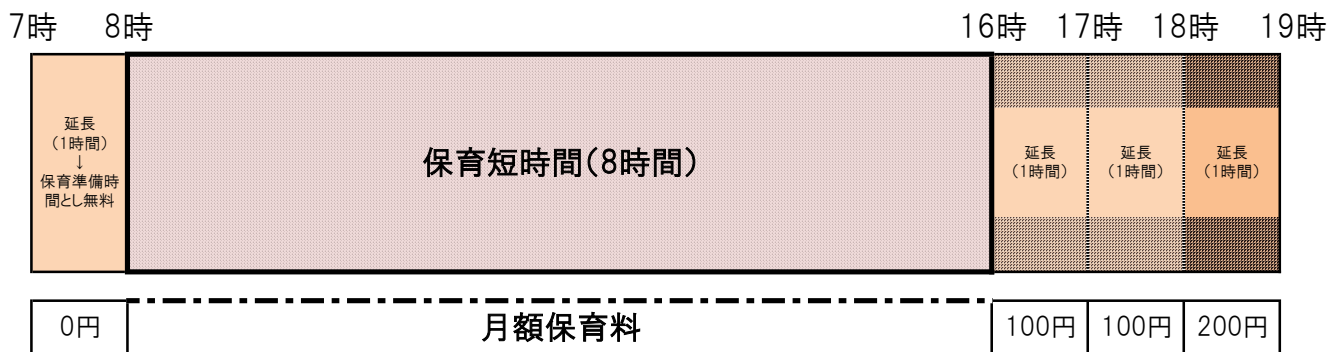
保育短時間に認定されると、お子様をお預かりできる時間は、1日8時間となり、16:00を過ぎるお預かりについては、下記のとおり延長料金が別途必要になります。

私立施設の延長保育利用については、各施設にお問い合わせください。

○公立保育所の延長保育利用の場合

【保育短時間】 月～金曜日
土曜日（第1・3・5のみ）

18時～19時の延長保育を行っていない園があります。



A(生活保護世帯) 階層については、延長料金の減免あり
B(非課税世帯)

なお、就労時間が120時間未満でも、常態として保育短時間の利用時間帯を超えて就労（通勤時間含む）しているときは、保育標準時間の認定を受けることができます。

くわしくは、こども支援課保育幼稚園担当までお問い合わせください。

周南市こども支援課 保育幼稚園担当

☎ (0834) 22-8455